二十五　緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示するための電光表示器
二十六　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
二十七　アンサーバック機能を有する灯火
二十八　走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）
二十九　車室外乗降支援灯
13・14　（略）
15　アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。
イ　すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること
ロ・ハ　（略）
（後写鏡等）
第146条　自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡及び後方等確認装置の当該後写鏡及び後方等確認装置による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる装置の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
一　協定規則第46号の規則15.2.4.に規定された視界を得るための後方等確認装置　協定規則第46号の規則6.2.（6.2.1.3.を除く。）及び6.3.（6.3.1.1.中記号取付に係る部分を除く。）並びに16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。）に定める基準
二　後写鏡　次に掲げる基準。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものにあってはロ及びハの規定、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものにあってはハの規定は、適用しない。
イ　容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
ロ　取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。
ハ　車室内に備えるものは、別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものであること。
ニ　鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。
（削る）

13・14　（略）
15　アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。
イ　すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること
ロ・ハ　（略）
（後写鏡等）
第146条　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第１項ただし書の告示で定める基準は、協定規則第46号の規則6.2.（6.2.1.3.を除く。）、6.3.（6.3.1.1.中記号取付に係る部分を除く。）及び16.（16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。）に定める基準とする。
（新設）
（新設）
２　自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外測線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特